

請求の原因に対する認否

1 原告について

原告らが肩書地に居住していることは不知。また、原告らが被告のボランティア基金募集に応じたことは概ね認める。概ねというのは、物資については確認のしようがないし、募金についても特定できない者がいるためである。また、募金とは関係のない請求（原告番号18）も存在する。

2 被告について

認めるが、ボランティア基金の募集は、リンクが貼られたり報道されること
によって広まった。

3 犬の放置事件とボランティア活動について

第1段落及び第2段落は認める。

第3段落は概ね認めるが、被告が募金を募ったのは、DPのためだけではなく、従前から行っている犬のためのシェルター設立のためでもあった。また、特に大々的に募ったわけではない。不特定多数の者のブログなどにリンクが貼られて広く募金が呼びかけられる結果となったが、被告はホームページ上で呼びかけたに過ぎない。また、テレビについては、各局の判断である。

第4段落も概ね認めるが、被告による募金等の募集は、上述のとおり、従前から行っているシェルター設立の資金を集めるためでもあった。

4 原告らの応募について

第1段落は概ね認めるが、募金を行ってくれた者は、全てDPのための募金ではなく、シェルター設立資金のために募金を行った者も相当数存在した。

第2段落のうち、原告らが条件を付して支援金や物資を被告に交付したことは不知。交付方法は概ね認めるが、手渡しについては確認できない。

5 募金と活動の実態について

第1段落は概ね認める。

第2段落以下はすべて否認する。